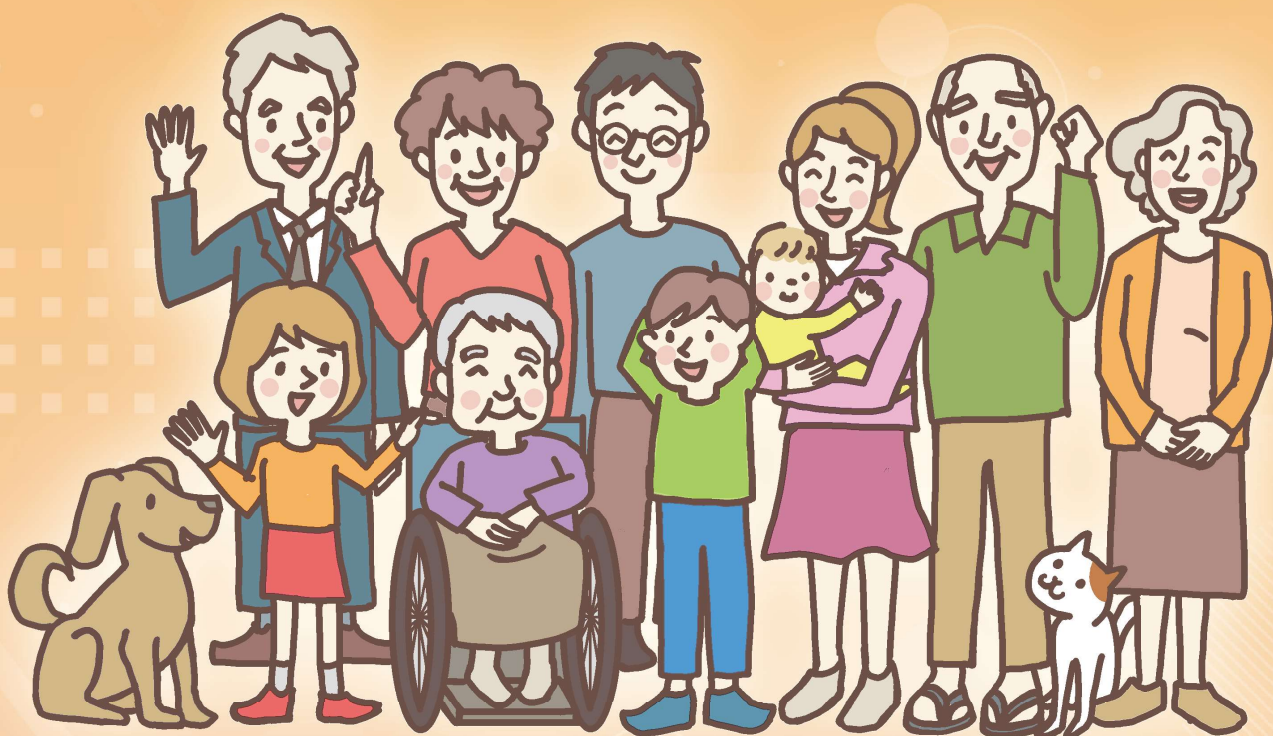


広陵町 第9期介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

概要版



令和6年3月

広陵町

計画策定にあたって

01 計画策定の背景

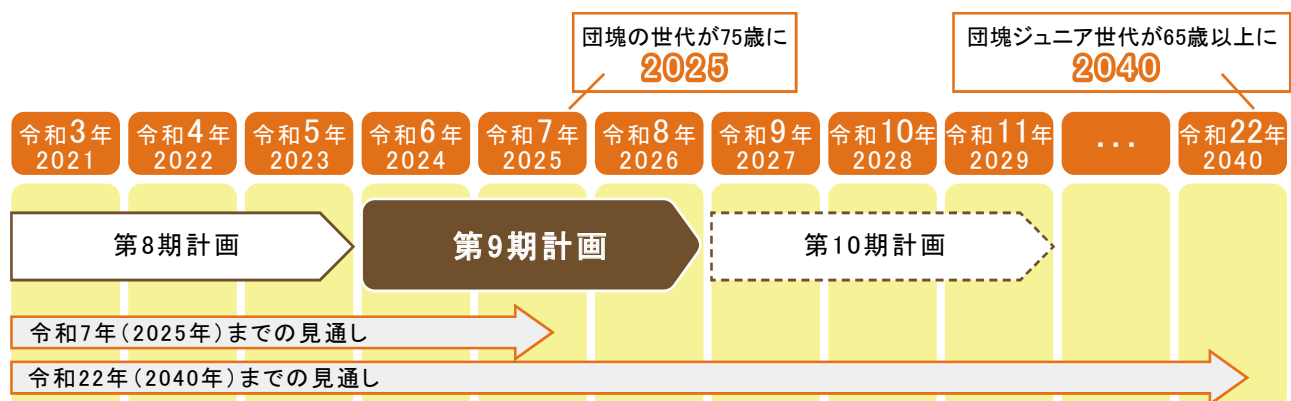
わが国の高齢者人口は、すべての団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が75歳に到達する令和7年（2025年）には3,677万人となり、令和24年（2042年）にピークを迎えると予測されています。中でも75歳以上人口が過去10年間で急速に増加しており、今後令和17年（2035年）頃までは85歳以上人口が一貫して増加する見込みとなっています。またこれに伴い、認知症高齢者の増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加といった課題に直面しています。

介護保険法に基づく介護保険事業計画は、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケアシステム」の深化・推進により、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどを含むすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現を見据えた計画となっています。今後は現役世代の急減という局面に差し掛かり、これまで通念とされてきた「若い世代が社会保障を支える」という構造から、「全世代で社会保障を支え、また社会保障で全世代を支える」という理念のもと全世代型の社会保障への転換が求められます。

本町においても、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年（2040年）を見据えた中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備と介護人材の確保に取り組むとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進による地域共生社会の実現に向け、「広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定します。

02 計画の期間

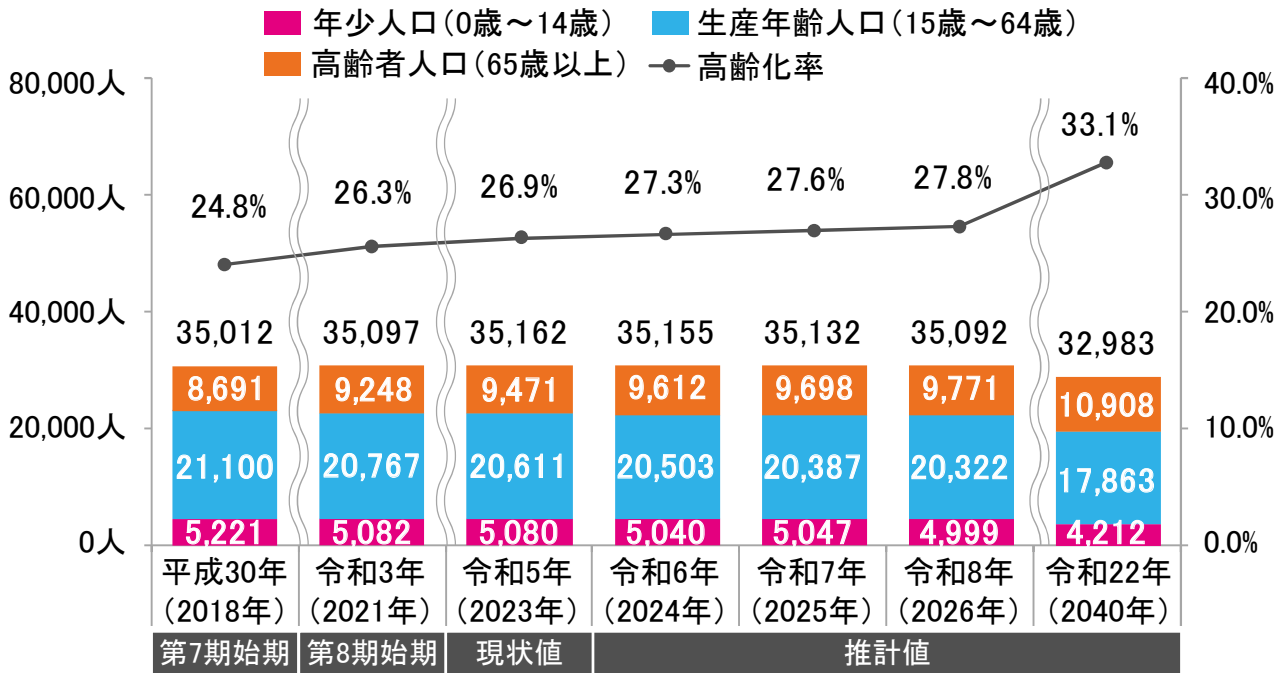
本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。本計画は、団塊の世代が75歳となる令和7年（2025年）を経て、85歳以上人口がピークとなる令和17年（2035年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



01 人口の推移

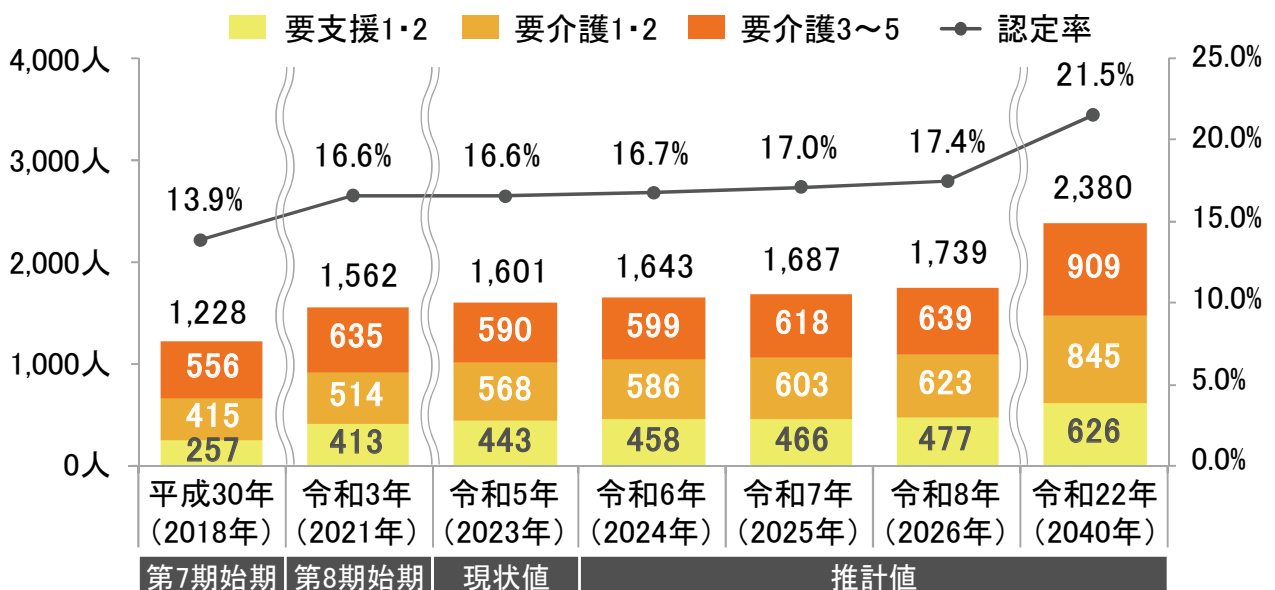
人口の推移

総人口は今後は減少傾向に転じる見込みです。高齢者人口は今後も増加傾向で推移し、高齢化率は令和8年には27.8%、令和22年（2040年）には33.1%となる見込みです。



要支援・要介護認定者数の推移

特に中度者が増加する見込みとなっています。また、令和22年（2040年）にかけては重度者が特に増加する見込みです。認定率は令和8年には17.4%、さらに令和22年（2040年）には21.5%となる見込みです。



02 第9期計画における課題と今後の方向性

課題1 高まる介護ニーズと担い手不足への対応

本町の高齢者人口は令和22年(2040年)がピークになると推計されています。第9期計画期間には75歳以上が増加、その後は85歳以上が増加し、介護ニーズもますます高まることが予測されます。一方で、これまで高齢者を支えてきた現役世代は減少を続けます。特に主要な支え手となっている40～64歳の人口は令和9年をピークに減少へと転じることが見込まれています。したがって、第9期計画は第10期以降の人口構造の変化に備える期間となり、高まる介護ニーズに反して担い手が不足していく状況をいかに打開していくかが今後の課題となっています。

課題2 社会参加の促進

アンケート調査結果から、ソーシャル・キャピタル(社会参加や助け合いなどの人々の結びつきや信頼関係)が高いことが本町の強みであることが分かりました。また、助け合いによって要支援・要介護リスクが軽減され、フレイル予防等につながっている可能性も示唆されています。要支援・要介護リスクが高まる75歳以上人口が増加していく中、これまで個人の取り組みとされてきた介護予防や健康づくりの効果がさらに発揮されるよう、支える側・支えられる側を問わず地域の支え合いやつながりへの参加を促す必要があります。なお、社会参加の促進にあたっては、移送サービスのニーズが高いことも念頭に置いておく必要があります。

課題3 在宅生活の継続に向けた支援

85歳以上の約6割が要支援・要介護認定を受けているため85歳以上人口が増えることで認定者数も増加の一途をたどる見込みとなっています。要介護者本人が自宅での暮らしを希望する場合にはその生活が可能な限り継続される体制を構築する必要があります。要介護者とその家族が地域で孤立しないよう、様々な角度からの目線と情報の収集・共有・提供が必要です。

また、家族等介護者の負担を軽減することも在宅生活の継続において重要となりますが、認知症状への対応について不安を感じる介護者が多く、認知症高齢者は今後増加していく推計となっていることから対策が必要です。

今後の方向性

本町に暮らす人々が「**その人らしく、自分らしく生きる**」ことができるよう、地域、医療・介護専門職、行政がそれぞれの役割を担い、連携し、支援する**チームアプローチによる地域包括ケアの推進**が重要です。

» 01 基本理念

第5次広陵町総合計画において、まちの将来像を「be Happy ～未来につながるまち 広陵～」と定めています。本計画は、このまちの将来像を目指すための介護・高齢分野の事業計画であることから、総合計画における基本目標4 誰もが安全・安心して暮らせる充実したまちの施策4 高齢者福祉の充実に掲げている施策の目的「高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちをめざします」を本計画の基本理念とします。

まちの将来像

be Happy ～未来につながるまち 広陵～

(第5次広陵町総合計画より)

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちをめざします



(第5次広陵町総合計画より)

» 02 成果指標

めざす姿

- ・ 高齢者が自分らしく心豊かに暮らしている
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしている

指標

- ・ 主観的幸福感の平均点 
- ・ 現在住んでいる地域に愛着がある人の割合 

基本目標と主要施策

基本目標 ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で「その人らしく、自分らしく生きる」ことができるよう、医療・介護専門職、行政、住民がそれぞれの役割を担い、連携し、チームとなって高齢者を支援する地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

介護予防・日常生活支援総合事業、地域の介護予防・健康づくり活動においては、参加者の生活機能の維持・改善につながるよう多職種が参画することで質の向上を目指します。さらに、その他の地域活動も含めて拠点・参加者の増加に向けた取り組みを行い、住民のソーシャル・キャピタル（社会参加や助け合いなどの人々の結びつきや信頼関係）を高めていきます。

医療、介護の専門的な支援においては、両ニーズを併せ持つ高齢者が在宅でも安心して療養しながら暮らすことができるよう在宅医療に関わる医療職と介護職の連携の強化を図ります。また、今後有症者のさらなる増加が見込まれる認知症については、認知症ケアに携わる者の専門性の向上に努めるとともに、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域をともにつくっていくことのできる環境づくりに取り組みます。

主要施策

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護予防と健康づくりの推進
- 生きがいのづくりの推進
- 在宅医療・介護連携
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 地域包括支援センターの充実・強化
- 住まいの確保

基本目標 ② 介護保険サービスの充実強化

本町では今後、後期高齢者の人口が増加を続ける一方で、生産年齢人口は減少を続ける見込みとなっており、介護ニーズへの対応が課題となっています。また、近年頻発している自然災害や感染症拡大等の突発的な事態においても、できる限り日々の生活を維持できる体制が求められます。

将来にわたって必要な人が安心してサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上や適正なサービス提供、多様な担い手の確保と定着、有事への備えといった多面的な取り組みにより、安定的なサービス供給体制を構築していきます。

主要施策

- サービスの整備
- 介護保険事業の適正な運用
- サービス提供体制の確保

基本目標と主要施策

基本目標 ③ 高齢者を支える環境の充実

高齢者が、住み慣れた地域で元気にいきいきと心豊かに暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとを地域の住民同士が、支え合い・助け合いなどで協力しあうことのできる地域づくりが必要です。広陵ささえ愛等の住民主体の取り組みや、町の高齢者福祉事業等の公助の取り組みを通じて地域の住民同士の助け合いの関係づくりを進め、必要時には周囲に助けを求めることができる環境をつくっていきます。

医療、介護ニーズを持つ高齢者の在宅生活を支える介護者については、心身の負担を軽減するとともに、介護者が介護のために仕事を諦めることなく続けられるよう支援していきます。

また、人生の最期まで自己決定等の当然の権利を失うことなく自分らしく生きることができるよう、成年後見制度利用促進基本計画を本計画に組み入れ、それに基づく取り組みを進めるとともに、高齢者虐待の防止に取り組みます。

主要施策

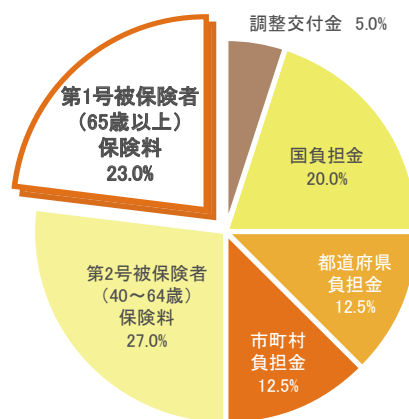
- 生活支援体制整備事業
- 高齢者福祉事業等の実施
- 介護者への支援
- 権利擁護の推進
- 高齢者虐待防止対策の推進

介護保険料の見込み

介護保険事業に係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%が公費、50%が保険料で賄われます。第9期計画では、第1号被保険者は、保険給付費の23%を保険料として負担することを標準とします。

第1号被保険者の介護保険料の段階設定は、低所得者の負担軽減や高所得者の所得に応じた保険料負担を求める観点から、第9期計画より国の標準が9段階から13段階へと見直されました。本町でもこれに倣い12段階から13段階制とします。

第1号被保険者の月額保険料額は、次ページのとおりです。



介護保険料の見込み

区分	対象者	負担率	保険料	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下の方	0.455 (軽減後 0.285)	32,760円 (20,520円)	2,730円 (1,710円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円超120万円以下の方	0.685 (軽減後 0.485)	49,320円 (34,920円)	4,110円 (2,910円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額120万円を超える方	0.69 (軽減後 0.685)	49,680円 (49,320円)	4,140円 (4,110円)
第4段階	本人は町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税の世帯員がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下の方	0.9	64,800円	5,400円
第5段階	本人は町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税の世帯員がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円を超える方	基準額	72,000円	6,000円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	86,400円	7,200円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	93,600円	7,800円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	108,000円	9,000円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	122,400円	10,200円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	136,800円	11,400円
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	151,200円	12,600円
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	165,600円	13,800円
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.4	172,800円	14,400円

※低所得者の保険料軽減強化に伴い、第1段階から第3段階の方の保険料が軽減されます。

広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画【概要版】令和6年3月発行

編集・発行 広陵町 けんこう福祉部 介護福祉課

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 TEL 0745-54-6663